

第27回大井町地域公共交通会議 議事概要

日 時 令和8年1月26日(月) 13時30分～
場 所 大井町役場 3階 303・304会議室
出席者 20名(代理を含む)
欠席者 2名
オブザーバー 1名(代理を含む)(説明員1名)
事務局 2名(大井町企画財政課)
傍聴者 4名
次 第 1 開会
2 会長あいさつ
3 議題
(1) 大井町地域公共交通運賃等協議会要綱変更について 資料1
(2) 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の事業評価について 資料2
(3) 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の事業評価について 資料3
(4) 「おおいゆめバス」運行実績について 資料4
(5) 「おおいゆめバス」無料パスの拡充について 資料5
(6) 令和8年度大井町地域公共交通マップについて 資料6
(7) 松田町地域公共交通会議の結果報告について 資料7
(8) その他
令和8年度事業計画(案)について 資料8
4 閉会

- 協議事項 (1) 大井町地域公共交通運賃等協議会要綱変更について、承認
(2) 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の事業評価について
→事務局にて、令和7年度事業評価を期日までに国に提出する
(3) 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の事業評価について、承認
→事務局にて、参考資料の記載が1路線分のみでよいか確認し、令和7年度事業評価を期日までに国に提出する
(5) 「おいゆめバス」無料パスの拡充について、承認
→大井町地域公共交通運賃等協議会にて、協議を行う
- 確認事項 (6) 令和8年度大井町地域公共交通マップについて
→来年度もマップを更新するため、気になった点等があった場合、2月中に事務局へ連絡
(7) 松田町地域公共交通会議の結果報告について
→来年度以降の運行について、松田町地域公共交通会議の開催内容の共有
地域間幹線への松田町 AI オンデマンド交通実施の影響の共有

(1) 大井町地域公共交通運賃等協議会要綱変更について

・事務局より、大井町地域公共交通運賃等協議会要綱変更について、説明

〔資料 1-1～1-4〕

【意見・質疑】

会 長 大井町では運賃等協議会は、実施したことがありません。以前までは、この大井町地域公共交通会議で協議し、運賃を決定することが出来ました。しかし、複数の交通事業者等が参加する地域公共交通会議で、運賃の協議するのではなく、関係する事業者等のみで会議を開き協議するというルールに令和5年10月に変更となりました。ゆめバスの運賃は、このルール変更の前に決定したため、開催したことがありませんでした。本日は、運賃協議会を開催する必要性が出てきたため、この改正を行っています。今までの要綱では町職員が委員の過半数を占めていたため、多数決となった際に町の意見が重視されてしまう可能性が高くなっていました。しかし、今回の改正により協議を行う実情に合わせた人に出席いただきたいという提案となっています。資料 1-4 の名簿をご覧ください。私も委員からは外れており、町が関係者を集めて、開催いただくこととなります。本件は協議事項となります。ご意見、ご質問等ございますか。

—委員からの意見・質問なし—

ご意見等が無いようですので、議題1は、承認いただいたものとして進めます。

(2) 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の事業評価について

・事務局より、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の事業評価について、説明

〔資料 2-1～2-4〕

【意見・質疑】

会 長 補足をさせていただきます。フィーダー系統とは、地域内だけを運行するバスで、他の移動手段に乗り換えを行い外出することが出来る移動手段となります。大井町では、「ゆめバス」が対象となります。運行している路線すべてが補助対象なるものではなく、補助要件が1便当たり2人乗車することとなっています。ゆめバスですと、西大井・金子循環は補助要件を満たしていないため、評価対象となりませんでした。

資料 2-2 の「⑤目標・効果達成状況」をご覧ください。ゆめバスで掲げている乗車人数の目標を達成し、補助要件を満たしています。そのため、国にもその現状を報告し、補助金の申請をするものです。申請することを委員の皆様承認いただくものとなっております。議題2について、ご意見等ございますか。

—委員からの意見・質問なし—

ご意見等が無いようですので、議題2は、承認いただいたものとして進めま

す。ゆめバスの運行実績等の詳細については、議題4にて、報告いたします。

(3) 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の事業評価について

・事務局より、地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の事業評価について、説明

〔資料3-1～3-4〕

【意見・質疑】

- 会 長 こちらも補足いたします。フィーダー系統の補助要件は、1便当たり2人以上乗車していることでしたが、地域間幹線系統は輸送量で判断を行います。資料3-4の「事業の概要・目標・効果」をご覧ください。この中に「運行回数等 5.6回/日」、表の中に「令和7年度平均乗車密度(人) 6.4」と記載があります。この数字を掛け算すると輸送量が算出されます。この輸送量が、20～150人の間の時に国より補助がいただけます。利用促進等をしていない路線や乗車人数が多い路線には補助が出ないような仕組みとなっております。
- 1点確認ですが、資料3-4は「新松田駅～下曽我駅～小田原駅」路線の資料となっておりますが、もう一本の「新松田駅～第一生命・西大友～小田原駅」路線のまとめ資料はないのでしょうか。この資料は富士急モビリティ(株)から情報提供いただき、県が作成したものを、町に提供いただき、補助金の申請のために協議している流れだと思います。どなたに確認したらよろしいでしょうか。
- 委 員 資料不足のため、こちらでは回答できません。大井町で内容について承知されていますか。
- 事 務 局 資料3-4においては、すべての路線を記載する必要はないと聞いてはおります。
- 会 長 資料3-2で2路線とも記載があるため、その部分で申請の記載要件は満たしていると考えればいいですかね。資料3-2では輸送量の記載がないため、今回資料3-4にて確認を行いました。来年度分の目標設定の際は、「⑤目標・効果達成状況」に輸送量を算出できる数値を記載いただきたいと思います。申請した2路線について、目標の人員及び収支率を達成しています。これは富士急モビリティ(株)の努力等で目標を達成したものと思います。しかし、人員の増加率と収支の増加率は比例していません。これは、燃料費や人件費の高騰が増加したことによる支出の増加と捉えればよろしいでしょうか。
- 委 員 代 理 間違いありません。
- 会 長 地域間幹線の補助がいただけない場合、フィーダー補助もいただけなくなります。ゆめバスだけでなく路線バスも注目していただきたいと思います。それでは、議題3について、ご意見等ございますか。
- 委員からの意見・質問なし—
- ご意見等が無いようですので、議題3は、承認いただいたものとして進めます。また、事務局には、資料不足のため補助金がもらえない事態にならないよう、提出書類について再度確認をお願いいたします。

(4) 「おおいゆめバス」運行実績について

・事務局より、「おおいゆめバス」運行実績について、説明

〔資料4〕

【意見・質疑】

会	長	今年度運行形態を変更した相和循環について注目したいと思います。相和地域の方には、相和循環から相和・金子循環に乗り換えてお出かけをしていただいております。相和・金子循環の総数としては、大きな変化はないため、乗り換えという負担はありますが、今までどおりお出かけしていただけるということになります。この負担を軽減するために、来年度以降運行の見直しを図っていきたいと考えております。町民の皆様にはぜひご意見をお寄せいただきたいと思います。また、西大井・金子循環においても、今年度復路便を追加し、1日1往復できるようになり、利用者は徐々に増加をしております。しかしフィーダー補助金の要件は満たしていないため、引き続き、利用促進について取り組んでいきたいと思ひます。
委	員	相和循環のバス停ごとの利用者数において、往路と復路で利用人数が異なります。この差の方々はどうやって自宅に帰っているのでしょうか。また、タクシー車両を使うようになったことによる町民からの意見は何か出ていますか。
会	長	1つ目の質問の復路の人数についてですが、意見交換会の際に帰宅の際は、家族によるお迎えやタクシーを利用しているときでおります。ゆめバスを往復で利用してもらえるように、利用状況や時間について利用実績をもとに検討していきたいと思ひます。
事 務 局		第 26 回会議にて、運行形態変更による意見交換会を開いた際に出た意見の結果を共有いたしました。その際に「運行経路、ダイヤ、乗降地点、車両、周知、その他」とご意見をいただきました。一番は乗り換えの負担というご意見であり、家の近くに停車するようになったとのご意見もいただきました。引き続き負担軽減に向けて、取り組みを進めてまいりますので、町民の皆様にもお出かけしやすい形態となるよう、一緒に考えていただきたいと思います。
会	長	乗り換えの負担については認識しておりますが、今時点では全体の運行も考慮して、事務局と一緒に検討していますので、ご承知おきください。議題4について、その他、ご意見等が無いようですので、以上とさせていただきます。

(5) 「おいゆめバス」無料パスの拡充について

・防災安全課長より、「おいゆめバス」無料パスの拡充について、説明　〔資料5〕

【意見・質疑】

会	長	今回の拡充は、運転免許証を持っていなかった人は対象にならないということですね。
委	員	今回の制度では対象外となります。
会	長	一度運転免許証を取得して、その免許証を返納した人が対象ということですね。75歳以上の町民にはシルバーパスを発行しております。今回は75歳以下の運転免許証を返納した方に発行するという、無料パスを利用できる人を広げると認識しました。
委	員	有効期限が発行した年度内となっていますが、こちらは毎年防災安全課に行って申請をしなくてはいいのでしょうか。
委	員	一度申請していただければ、翌年度からは自動更新を行う予定です。しかし、町税に滞納がないことが要件の中に含まれておりますので、毎年確認を行い、運用していきたいと考えております。
会	長	申請は、一度行えば大丈夫とのことですね。
委	員	申請は一度していただければ、大丈夫です。
会	長	シルバーパス発行の際も申請に行くための移動手段がないことが問題となりました。郵送や代理申請、庁内の関連部署での申請の受付等が出来るよう調整いただけると助かります。
委	員	運転免許証の取り消し通知を持ってきていたき、内容について確認しますので、一度窓口に来ていただきたいと考えています。しかし、本人でなく、代理での申請受付についても検討したいと思います。
会	長	承知しました。今回の趣旨は、利用者の増加や交通事故の増加防止の一つかと思っています。シルバーパスや子ども無料パスと異なり、利用者の本人確認が難しいため、きちんと運転手さんと調整を行っていただきたいと思っています。
委	員	2点確認します。1つ目、この無料パスは令和8年4月1日以降に免許返納を行った町民が対象となるのかと2つ目、この無料パスを発行した分の収入のマイナスは、事業者が負担するのかそれとも町が負担するのか教えてください。
委	員	1点目のご質問の対象者についてですが、こちらは取り消し通知書をお持ちの方に発行したいと考えておりますので、令和8年4月1日以前に運転免許証を返納した方についても対象となります。
委	員	2点目の質問に関しては、企画財政課にて回答いたします。ゆめバスの運行は富士急モビリティ（株）に委託料をお支払いしております。運賃収入については、富士急モビリティ（株）に集金いただき、町に入金される仕組みとなっております。そのため、交通事業者のサービスではなく、大井町が行うサービスとなります。
会	長	議題1で取り扱った運賃協議会についてのお話しが、この話しに関わって

	くるかと思います。運賃自体が変更となるわけではないですが、運賃協議会の開催は必要でしょうか。
委 員	今の説明を聞く限り、交通事業者の収入が減るわけではないので、必ずしも開催する必要はないと思います。協議会の必須事項ではありませんが、話し合いの場は設けた方がいいと思います。
会 長	後ほど、事務局と相談し、開催の可否について調整させていただきます。交通計画の中でも免許証を返納した方への移動支援を事業項目に掲げておりましたので、取り組みを進めていただきたいと思います。それでは、議題5について、ご意見等が無いようですので、以降の協議は、運賃協議会の開催の可否も含めて事務局に一任させていただきます。

(6) 令和8年度大井町地域公共交通マップについて

・事務局より、令和8年度大井町地域公共交通マップについて、説明 〔資料6〕

【意見・質疑】

会 長	この更新はいつになりますか。
事 務 局	令和8年4月の更新を予定しています。町民の方への全戸配布や公共施設への配架を予定しています。2月までを目安に皆様からのご意見をいただきたいと思いますと考えています。
会 長	バスや電車のダイヤ改正がありますので、その部分については反映されるかと思います。
委 員	時刻表の文字が見つらく、もう少し大きくなったらいいというご意見を聞きます。また、このバス停名の前「SS1」等の記号は掲載が必要でしょうか。
会 長	このマップは町内の交通まとめとして引き続き作成いただき、時刻表だけを大きく抜き出したものをHP等に掲載いただきたいと思います。
事 務 局	文字拡大のご要望について、可能な限り調整をしたいと思います。またバス停名前の記号については、日本語が不自由な方や町外の方からご質問等があった際にバス停名だけでなく番号で伝えることが出来るように記載しております。
会 長	電車の駅等にかかれてある番号と同じようなものだと認識しました。この部分を削除することで文字が大きくなる可能性があったかと思っております。文字について調整よろしくお願いします。
委 員 代 理	表紙の富士急モビリティ（株）の回数券の販売場所が異なりますので、変更をお願いします。湘南営業所となっていますが、新松田駅前案内所に変更となっております。
会 長	その他、ご質問等ございますか。本日意見が出なくても変更が間に合いますので、お気づきの点がございましたら事務局にご連絡ください。

(7) 松田町地域公共交通会議の結果報告について

・企画財政課長より、松田町地域公共交通会議の結果報告について、説明

・会長より、松田町地域公共交通会議の結果報告について、説明

〔資料 7-1〕

【意見・質疑】

会 長	資料 7-1 について確認ですが、松田町にて協議した際は、実証実験についての終了時期は9月となり、3月ではありませんでした。3月で実証実験を終了し、新たな交通もしくは本格運行に移行するのでしょうか。
松田町担当者	ご認識のとおり、実証実験の終了時期について前回会議の際は、9月としておりました。しかし、今回大井町での報告にあたり、実証実験の終了期日について変更記載させていただきました。
会 長	今回の報告では、松田町で決定した会議の内容について共有する場となっておりますので、こちらの記載については、結果報告の共有としては終了時期については記載していないものとします。松田町の会議で、1～3までの内容について議論が行われ、承認されて、1月から運行が再開している状況です。その上で、4に記載されている実証実験についてですが、こちらは松田町地域公共交通会議にて運行の終了についての協議が行われるものと思いますが、松田町としてどうお考えかをお教えいただけますか。
松田町担当者	最終的な運行の可否については、松田町地域公共交通会議にて協議を行い、決定されるものとなります。松田町としては、令和7年度をもってAI オンデマンド交通運行をしております足柄オンデマンドという会社への補助を終了したいと考えております。
会 長	本日は廃止にあたっての協議は必要ないということによろしいでしょうか。おそらく、運行開始した際も本協議会で協議しておりますので、協議が必要だと思います。
委 員	開始した際に協議しているので、廃止する際も同様の取り扱いをするべきではあります。協議せずに書類を提出することもできますが、国の方針としては協議していただきたい内容となっています。
会 長	2月3月のどこかで協議をする必要があるということになるかと思いますので、事務局間や関連自治体と調整していただきたいと思います。
松田町担当者	今までのお話しは手続き上の問題でしたが、実証実験を終了することで、移動手段の低下することとなります。この点において代替え案等は、松田町で検討されていますか。
松田町担当者	来年度予算に関係する内容であり、松田町地域公共交通会議にて議論されていないものとなるため、現時点で具体的なお話しはできません。また、別の形で大井町に乗り入れる可能性もございますので、決まり次第共有させていただきます。
会 長	前回会議の内容共有については以上とさせていただきます。引き続き松田町より、AI オンデマンド交通の大井町の利用状況について共有をお願いします。

・松田町より、松田町 AI オンデマンド交通実証実験について、説明

〔資料 7-1～7-3〕

【意見・質疑】

会 長	ゆめバスの運行実績と異なる結果となっております。大井町の利用者は帰りの利用が多くなっております。例えば行きはゆめバスを利用してお出かけして、帰りはこの松田町のデマンドを利用してお出かけしている場合が考えられます。そのため、帰りの移動手段が無くなったことで、ゆめバスの利用者が減少する可能性もございます。大井町にも関係がある話だと認識していただきたいと思います。
松田町担当者	また、松田町が今回のデマンド交通を開始した際の約束事項として、デマンド交通が地域間幹線に与える影響について共有いただくことになっておりました。今回その分析結果の資料等はないようですが情報を共有いただけますか。
会 長	本日の資料には用意がございません。年度が終わりましたら、実績を報告したいと思います。
会 長	今回の幹線系統の補助金申請にあたって、利用状況が共有されましたが、全体の利用は増加しているため、AI オンデマンド交通が与える影響は大きくなかったのではないかと推察しています。
	ご認識のとおり幹線の利用は増加しています。そのため何が原因で増減しているかを正確に把握することは難しくなっています。しかし、デマンド交通が運行している区域については総量ではなく、OD（移動する起点から終点まで）の把握をする必要があると思います。昨年度は「金子」のバス停のみを例に挙げてご説明いただきましたが、全ての乗降地点を分析して、補助金の評価を行う今回の会議でご説明いただきたいと思いますと考えておりました。
	議題8について、その他、ご意見等が無いようですので、以上とさせていただきます。

(9) その他について

・事務局より、令和8年度事業計画(案)について、説明

〔資料8〕

【意見・質疑】

会 長	来年度は事務局より説明があったとおり、計画の改定がございます。予定の中に、意見交換と記載がございます。毎回会議の中で、「ご意見ください」と確認していますが、ここでは今後の計画を決めるために、様々な方からご意見を伺う予定です。まずは委員の皆様はこのスケジュール感についてご承知おきいただきたいと思います。
-----	---

・委員より、町送迎バスについてのご意見

【意見・質疑】

委	員	ゆめバスではなく、町が行事等で用意いただく送迎バスについての意見です。集合する場所が役場となり、役場までの移動手段が無いため、可能であれば役場だけでなく、他の場所でも乗降できるように調整いただきたい。
会	長	町老連の会長からのご意見ということは福祉課に対応いただく内容となるのでしょうか。
委	員	福祉課ではなく、総務課となりますので、総務課の担当に話をして、町老連と調整できるようにさせていただきます。
会	長	公共交通会議は公共交通をだけを対象とするものではなく、移動全般を良くすることを目的とした会議体です。本件は高齢者の移動手段の確保という点では大切な意見となります。対応いただく課については仕事が増えてしまうかと思いますが、ご調整いただきたいと思います。